

## 令和3年6月定例会

### 上田市消防団についての質問

- ・上田市消防団の処遇改善について
- ・上田市消防会館の使用について
- ・上田市消防本部について
- ・上田市消防団体制の将来のあり方検討委員会について

#### ◆17番（井澤毅君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、順次質問させていただきます。

まず初めに、消防団員の処遇改善についてお伺いします。

四季折々の豊かな我が国日本は、同時に世界で最も自然災害の多い国の一つとも言われています。特に近年、災害が多発化、激甚化する中で、消防団の果たす役割は、ますます大きいものになっています。その一方で、消防団員は、年々減少し続けています。昭和30年に全国に200万人近くいた消防団員は、昨年4月1日現在では約82万人、2年連続で1万人以上の団員が減少するという危機的状況となっています。

もちろん上田市消防団も例外ではありません。定数の確保が難しい状況が続いています。仕事を持ちながら、1年365日24時間、災害出動に備えている消防団員の皆さんのご苦勞は計り知れません。ともすれば、自分だけよければよいという風潮が広がる昨今、住民の安心と安全を守るため、早朝練習や休日訓練など、貴重な自分や家族との時間を割いて活動していただいている団員の皆さんには、感謝の言葉もありません。

地域防災力の中核として、代替性のない存在である消防団は、持続可能な組織として欠くことはできません。そのためには、しっかりサポートしていかなくてはなりませんし、その一つが消防団員の報酬になります。

今年4月13日に、総務省消防庁長官より、消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するための通知が発出されました。内容は、年額報酬は、団員階級の者は3万6,500円を標準とすること。出動報酬は、災害時は1日当たり8,000円を標準とすること。必要な条例改正及び予算措置を実施し、来年4月1日から施行することとなっています。

市議会においても度々取り上げられてきていますが、上田市の団員報酬は、平成8年度に改正を行って以来、25年そのままの状態となっています。地方交付税算入額に対し、階級が副分団長以上は上回っていますが、人数の多い部長以下の団員については下回っています。特に一般団員は、地方交付税算入額3万6,500円に対し、1万4,200円と4割にも満たない額となっています。消防団全体では、普通交付税の算入額を上回る金額を支出しているようですが、団員個人の報酬として見た場合、全国的に見てもとても低い状況となっています。

また、災害出動時の出動報酬については、上田市は団本部や分団への運営交付金を支給している等の理

由で、個人には支給してはなりません。

今回の消防庁長官通知を受けて、上田市はどのような対応をされるのかお伺いし、最初の質問とさせていただきます。

◎消防部長（堀池正博君）

消防団員の処遇改善についてご答弁申し上げます。

議員ご案内のとおり、本年4月、国から消防団員の処遇改善について通知が発出されました。団員報酬につきましては、消防団員の階級の基準に定める団員に対して、年額3万6,500円を標準額とするよう定められました。

当市では、先ほど議員からご案内のとおり、平成8年の上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の改正以後、平成18年の上田市合併に伴い、旧町村の消防団員報酬額を旧上田市の団員報酬額に合わせる形とし、その後も団員報酬の改正は行われず、現在消防団員の階級の基準に定める団員の年額報酬は1万4,200円と規定しております。また、出動報酬の額につきましては、災害出動1日8,000円の報酬を支給するよう通知されておりますが、当市では出動報酬を規定しておりませんので、支給していない状況でございます。

本通知には、非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点として、大きく3つの留意点がございます。

1つ目は、年額報酬の額についてでございます。団員の階級にある者の報酬額のほか、団員より上の階級にある者等の年額報酬は、業務負担や職責等を勘案して均衡の取れた額に定めることとされております。

2つ目は、出動報酬についてでございます。出動報酬は、回数ではなく、1日の単位での出動報酬額を設定することが適当であるとされております。

3つ目は、報酬等の支給方法についてございまして、団員個人に直接支給することが示されておりますが、当市ではこの団員報酬の個人支給につきまして、令和2年度末の団員報酬から個人口座への支払いに移行しております。

消防団員の報酬等の見直しや出動報酬の支給は、消防団員の処遇改善や消防団員確保策として有効であり、出動率の向上も図れるものと考えております。このことから、国が示した団員報酬の標準額及び新たに規定する必要がある出動報酬の支給につきまして、県内他市の状況も参考にしながら、上田市消防団と情報共有を図りつつ、上田市の審議会でございます上田市消防委員会においてご審議をいただき、令和4年4月の施行を目指し、取り組んでまいりたいと計画しているところでございます。以上でございます。

◆17番（井澤毅君）

前向きなご答弁をいただきました。消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告では、年額報酬額が高い団体では、消防団員の減少率が低く抑えられている傾向にあり、また年額報酬を引き上げた団体は、そ

の後の消防団員の減少率が低く抑えられている傾向にあるといった調査結果も報告されています。来年度の施行を目指して、消防委員会でご審議いただけるということですので、少しでも消防団員の皆さんの労に報いる内容となるように願っています。

また、新たに出動報酬を支給するとなると、それをチェックしたり、集計を行うなどの事務量が増えることが予想されます。既に支給を行っている自治体のやり方を参考にするなどして、分団や団本部の新たな負担が増えることのないようお願いし、次の質問に移ります。

昭和47年の建設以来、上田市消防団の団本部が置かれている上田市消防会館ですが、平成24年10月に上田地域広域連合へ無償譲渡され、名称も消防本部庁舎に変更になりました。そして、平成25年度から27年度にかけ、設備の更新、整備、耐震化及び増改築工事が行われ、リニューアルされました。そのような経過の中で、以前と比べ、消防団の使い勝手が悪くなっているとの話を耳にすることがありました。

そこでお伺いします。旧上田市消防会館は、上田地域広域連合に無償譲渡されたが、上田市消防団が使用する際の条件や手続は変更されたか、お伺いします。

#### ◎消防部長（堀池正博君）

消防団の庁舎使用についてご答弁申し上げます。

議員ご案内のとおり、現上田地域広域連合消防本部庁舎につきましては、平成24年度に上田市から上田地域広域連合に無償譲渡され、平成27年度に庁舎の耐震化及び増改築工事が施工されております。この工事によりまして、建物内のレイアウトも一部変更する必要がございました。その後、上田市消防団本部室は、2階から3階に移動となりましたが、従前より広い部屋となっております。その部屋といたしましては、女性消防団員の更衣室兼倉庫、また音楽隊やラッパ隊の楽器、そしてバイク隊及び救護隊の資機材等の収納スペースもあり、消防団活動を踏まえた配置となっております。

施設の使用条件等でございますが、上田地域広域連合に無償譲渡した以降も、上田市消防団が使用する際の条件や手続につきましては、従前と同様でございます、変更はございません。

なお、令和2年からの新型コロナウイルス感染症対策として、広域消防職員と同様に大会議室では最大30人と使用人数を制限するとともに、使用時の手指消毒やマスクの着用、換気等の感染防止対策の徹底をお願いしているところでございます。以上でございます。

#### ◆17番（井澤毅君） ご答弁いただきました。

消防団が使用するに当たっての条件や手続には変更がないことが確認でき、安心しました。常備消防と消防団本部が同じ場所にあるということのメリットを今後も生かしてほしいと思います。

次に、消防団本部についてお伺いします。私が確認したところ、現在上田市消防団本部は、定数に対し9名の欠員がある状態だと思います。3月定例会での越消防長のご答弁の中に、「11月と年が明けた1月

には、消防団本部の再編計画（案）も提案し」とありますが、この団本部の再編計画とはどのような内容で、誰がどのように進めているか、お伺いします。

◎消防部長（堀池正博君）

消防団本部組織の再編計画についてご答弁申し上げます。

令和元年12月13日付の消防庁長官通知では、消防団の充実強化に向けた定量的な目標の設定等として、「将来の地域において消防団の果たす役割、機能に関する検討を早期に行い、消防団員の数や装備の改善等、消防団の体制についての定量的な目標を設定すること」と通知されております。

また、消防組織法第18条第3項の規定には、「消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するもの」と規定されており、令和元年東日本台風のように同時多発的に発生する災害時には、各地域の消防署とその地域の消防団が情報を共有し、連携することが必要不可欠であるとの基本的な考えに基づき、消防団本部組織の見直しが検討されたものでございます。

上田市消防団体制の将来のあり方検討会で作成した資料の中に、上田市消防団改革組織図の案がございまして、消防団本部組織の改革案を示しております。これは、上田市内の各地域に配置されている消防署との連携の強化を図るため、上田市消防団の8方面隊制を4方面隊制に見直す案でございます。また、現在の8方面隊制の隊長は、副本部長に位置づけられておりますが、上位階級である副団長に見直すことにより、消防組織としての指揮命令系統を明確化する目的もでございます。

さらに、現在方面隊長の補佐となる方面責任者を分団長が行っておりますが、各分団の指揮を行うほか、方面隊長不在時には、その代理も行うことから、指揮に係る負担が大きくなっております。このため、方面隊長の補佐を各地域から選出された副本部長を充てるとともに、各分団の技術指導も行うことで、消防団組織としての組織力アップにもつながるものと考え、作成された改革案でございます。

なお、現在の消防団本部におきましては、本部員が定数割れとなっておりますことから、この件につきましても大きな課題であると消防団本部員とともに認識しているところでございます。

いずれにいたしましても、この委員会で作成された資料につきましては、団員確保が難しくなる状況の中で、消防団自らがその在り方を検討する際の基礎資料として活用されていくものと考えております。以上でございます。

◆17番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。

消防団本部の再編計画というのは、上田市消防団の再編計画の中に含まれる内容であるということを確認しました。

その再編計画である上田市消防団体制の将来のあり方検討委員会についてお伺いします。

3月定例会においても質問させていただきましたが、少子高齢化が進み、団員確保が大きな課題となっ

ている現状において、消防団の再編、定数の見直しは避けては通れないことだと考えます。

問題は、そのやり方です。限られた委員だけで会議も非公開で行われ、議事録も公開されていない。突然最終方針であったり、最終案といった資料が出され、説明をされる。しかも資料の時系列もばらばらであったり、水面下で行われていることばかりなので、どれが正式な資料なのかも分からない状況です。こういった資料は、公式なものなのでしょうか。公式な資料であるなら、透明性の確保という点でもホームページ等で公開し、市民がいつでも誰でも見るようにするべきだと思います。

また、今回の上田市消防団の再編計画は、消防部局が主導して行っているわけですが、本来であれば消防団が主導して行うべきものだという事を消防部局でも強調されておりました。私もそう思います。消防団の再編は、まずは団本部の欠員を補充し、組織体制が十分に整った後に、消防団主導で行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

#### ◎消防部長（堀池正博君）

消防団体制の将来のあり方検討委員会についてご答弁申し上げます。

令和元年度当初に消防団員数が 2,035 人となり、従前から議会において答弁させていただいておりますとおり、定員の 9 割を割り込む状況に陥ったことから、上田市消防団体制の将来のあり方検討委員会を組織し、団員定数を含めた消防団体制について検討を開始したものでございます。そのような中、団員の減少はさらに進み、令和 2 年度に消防団活動にご尽力いただき、団員報酬をお支払いした団員数は 1,720 人と条例定数の 8 割を割り込む状態となっております。

本委員会の委員は、消防団の副団長を含む団本部員 5 人と各方面隊責任者 8 人、消防部からは、消防総務課長、消防団担当政策幹、消防警防係長及び消防総務担当 2 人の 5 人、合計 18 人の委員で構成されております。令和元年度は、消防団の現状と課題や分団統合の必要性について、計 4 回の協議を行い、令和 2 年度には、市内 8 方面隊の各分団幹部とともに、上田市消防団分団再編計画（案）について協議を行うなど、計 10 回行ってまいりました。

作成されました資料についてでございますが、今後は各方面からのご意見等を踏まえ、見直しを行う都度、最新の資料をホームページに掲載するなど、正確な情報提供を行ってまいります。

上田市消防団分団再編計画（案）につきましては、今後の消防団の在り方を検討していく中で、基礎資料として活用されていくものと考えておりますが、今後の消防団の在り方は、消防団が自ら検討し、その在り方を決定していくものと考えております。また、消防部といたしましては、国が告示する消防力の整備指針を踏まえた技術的なアドバイスを行うなど、消防団とともに今後の課題に対処してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

#### ◆17 番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。

ただいま消防長が基礎資料と言われた再編計画の最終案では、ほとんどの分団で管轄地区も見直され、既存の分団名も全てなくなってしまう内容となっています。いろいろな方と消防団の話をする、ほとんどの方は、自分の地区の分団のことを言われます。消防団イコール自分の地区の分団なのです。地域の消防団なのです。住民からは、この団員はどここの子供と認知され、団員も、この人はどこの家の誰々さんというふうに消防団は地域コミュニティーの中にあります。昔からの管轄地区を変更したり、広げたりすることは、大変大きなリスクを伴うと思います。

私は18分団のOBですが、自分が分団長のときに始めたのが、おほこ祭りという消防団主催の夏祭りです。18番という数字からつけた名前ですが、地域で親しまれ、25年たった今も地域の祭りとして続いています。それぞれの地域にそれぞれの歴史があり、それぞれの伝統があります。そして、その地域の分団があります。地域と密接な関係にある消防団の再編計画は、地域にとっても大きな問題です。

先ほど堀池消防長から、今後の分団の在り方は、消防団が自ら検討して決定していくべきものというご答弁がありましたけれども、少子高齢化による団員確保の問題も含めて、今後の地域防災力をどうしていくか。コロナが収束し、集まって議論ができるようになったら、自主防災組織や機能別消防団員といったことも検討しながら、地域においてもこれからの消防団の在り方について議論していけばよいと思います。

そこで、現在進行中の上田市消防団の再編計画を見直す考えはあるか、土屋市長にお伺いし、最後の質問といたします。

#### ◎市長（土屋陽一君）

現在検討中の上田市消防団の再編計画の見直しの考えということでございます。

私もかつて消防団の団員としまして汗をかいた経験がありまして、そういう意味では、井澤議員の気持ちは十分理解するところであります。

さて、上田市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全で安心な暮らしを実現するためには、地域消防力の強化が必要でございます。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律には、地域防災力とは、市民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織、消防団、地方公共団体等の機関が適切な役割分担の下に、相互の連携協力によって確保するものと定義されており、災害対策基本法には、市民は災害等に対し、自らの安全を確保し防災の意識を醸成し、地域における防災体制を整え、互いに協力して災害等に対処する共助も求めています。

これらを率先し、実行している組織が消防団であります。地域消防力を考えるに当たっては、消防団はなくてはならない組織であります。しかしながら、少子化と高齢化の影響は、団員の平均年齢の上昇にもつながっており、担い手不足は今後の大きな課題となっております。行政も地域住民も、地域防災力を維持するため、団員の確保に継続して取り組むことが非常に重要であります。

近年、多発する地震、台風、局地的豪雨などの自然災害に的確に対処するためには、常備消防のみでは対

処できるものではございません。今回の上田市消防団分団再編計画の案につきましては、国が示す消防力の整備指針や類似団体との比較、市内全域の消防力の均一化を見据え、消防団員と消防職員が協議し、作成したものであります。

さて、上田市消防団の再編につきましてでございますが、再編につきましては期限を設けません。各分団の状況、分団活動を支えていく自治会、また団員OBの皆様とも十分にご検討いただきたいと考えております。

なお、消防団の条例定数と現在の実員数につきましては、大きな差があるということがあります。条例定数の改正は早急に結論を出すよう検討を進めてまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。以上でございます。